

分科会①「「家庭支援事業なくしてサポートプランなし ～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

分科会①

「家庭支援事業なくしてサポートプランなし

～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

パネリスト：

- 李 炯植（NPO 法人 Learning for All 代表理事、
一般社団法人社会的養育地域支援ネットワーク 共同代表）
- 岡田 妙子（NPO 法人バディチーム 理事長）
- 松田 妙子（NPO 法人せたがや子育てネット 代表理事、
NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事）
- 齋藤 弘美（全国母子生活支援施設協議会 副会長、社会福祉法人大洋社 常務理事）

助言者：

安里賀奈子（こども家庭庁成育局 成育環境課長）

コーディネーター：

橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長）



分科会①「家庭支援事業なくしてサポートプランなし ～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

第7回FLECフォーラム 分科会1
家庭支援事業なくしてサポートプランなし～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～

家庭支援事業について

子ども家庭庁
子ども家庭庁 育成局 育成環境課長
安里 賀奈子



子ども家庭庁について

- 子ども家庭庁とは～令和5（2023）年4月設立～**
子ども家庭庁のスタートは「子どもまんが」で、わたしたちはみんな一人ひとりの意見を聞いてその声をまんがに置き換えていきます。そしてみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、政策に反映していきます。みなさんや子育てしている人たちの困っていることに向き合い、いざというときに守るための仕組みをつくっていきます。
子ども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「子どもまんが」社会へと作り変えていくための司令塔、それが子ども家庭庁です。（子ども家庭庁HP、大臣メッセージより）
- 子ども家庭庁の役割**
 - 子ども政策の司令塔としての総合調整
例：少子化対策 など
 - 省庁の縦割り打破、新しい政策課題や協働事業への対応
例：子どもの意見反映の仕組み、幼児期までの子どもの育ちの保障、子どもの居場所、日本版DBSの創設 など
 - 保健・福祉分野を中心とする事業の実施
例：保育、母子保健、社会的養育、子どもの貧困対策、子どもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など
- 子ども家庭庁の基本姿勢**
 - 子どもや子育て中の方々の視点に立った政策立案
 - 地方自治体との連携強化
 - 様々な民間団体とのネットワークの強化

Q. 「子ども」とは、何歳までのことですか？

A. 「子ども」とは、0歳から18歳までの子どもを指します。ただし、18歳以上の若者が、子育てや教育、就職などの面で困難に直面している場合、子どもと見做すことがあります。これは、子どもが成長するにつれて、社会で生きていくための準備が整っていないためです。



子ども家庭庁とは？

- 子ども家庭庁の内部組織は、長官官邸、政策局及び支援局の1官庁2局体制。
- 定員については、内部部局が8.4名、施設等機関が8.1名、合計16.5名。

長官官邸（企画調整・総合調整部門）

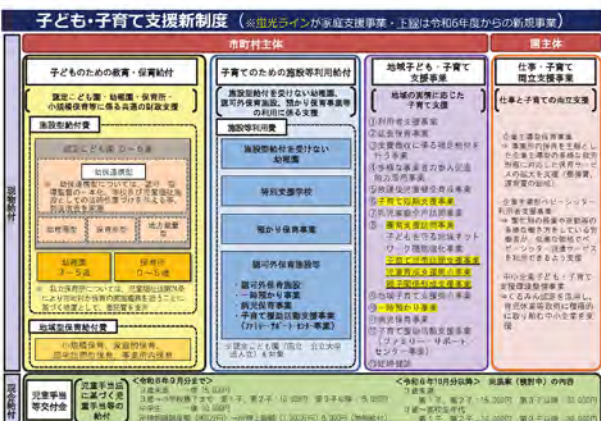
- 長官、副長官、政策局長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）
- 子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案、総合調整（子ども大綱の策定、少子化対策、子どもの権利保障と政策への反映等）
- 必要な支援を必要とする人への情報発信や広報等（子どもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

育成局

- 局長、副局長、総務課長外3課長、1参事官
- 妊娠・出産の支援、母子保健、法曹医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 幼児期までの全ての子どもの育ちの保障
- 全ての子どもの居場所づくり
- 子どもの安全 など

支援局

- 局長、副局長、総務課長外3課長
- 様々な困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養育の充実及び自立支援
- 子どもの自殺対策
- 子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策 など

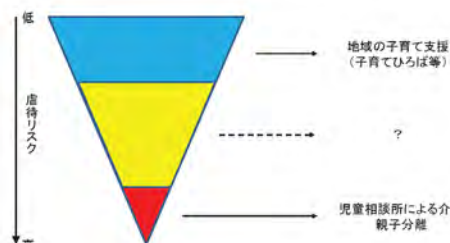


なぜ、家庭支援事業の実施が必要なのか

子育てを取り巻く環境について、核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化、地域のつながりの希薄化等により親族や友人からの支援を受けづらくなる環境に置かれており、孤立化や不安定な状況があらわになっている現状があります（図1）。児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中（図2）、児童虐待の防止等を行う、子どもの健全な育ちを促すためには、養育環境が適切な状況になる前に、子どもが育つ家庭環境・育育環境に係る支援を提供することが求められます。



家庭の虐待リスクと子育て支援策（イメージ）



子ども家庭センターと各種子育て支援施策の連携

- 子ども家庭センターがその役割を果たすためには、妊娠期からの伴生型相談支援や、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健施策をボリュンアプローチにより実施するとともに、子どもが通う保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校等、各種の子育て支援関係事業・サービスの担い手や地域子育て相談機関等からの情報提供を通じて、支援を必要とする子ども・家庭を把握し、関係機関等とともに連携して継続的に支援する協力体制をつづいていくことが重要。
- 令和6年度に家庭支援事業が施行され、養育環境に課題を抱えた家庭に対し本事業を利用することにより、重篤なケースに至るまでに予防的に支援を届けていくことが期待される。



分科会①「家庭支援事業なくしてサポートプランなし ～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

子どもの貧困に、本質的解決を。

Learning for All

認定NPO法人 Learning for All

目次

1. Learning for All の事業概要
2. 児童育成支援拠点事業の取り組み

プロフィール

特定非営利活動法人 Learning for All 代表理事
李 炯植(り ひょんしぎ)

経歴プロフィール

1990年、兵庫生まれ。東京大学大学院教育学研究科修士。
2014年に特定非営利活動法人 Learning for All を設立、同法人代表理事に就任。
これまでに約12,000人以上の困難を抱えた子どもへの無償の学習支援や居場所支援を実施。

賛助法人等の役員

社会的養育地域支援ネットワーク 代表理事
全国子どもの貧困・教育支援団体協議会 副代表理事
新公益連盟 共同代表

調査委員会等の委員

2022年：内閣府「子どもの居場所づくりに関する調査研究」検討委員
2023年：子ども家庭庁「子どもデータ連携ガイドライン検討会」メンバー
2024年：つくば市子ども就業推進アドバイザー会議アドバイザー、足崎市 ユースワーク推進部会委員

1. Learning for All の事業概要 ～団体概要～

Learning for All は「子どもの貧困」解決をミッションとし、子どもへの包括支援を行っています。

団体名	特定非営利活動法人 Learning for All (2010年活動開始, 2014年法人設立)
支援した子ども数	約12,000人以上
ボランティア参加者数	約2,500人以上
運営自治体数	約10自治体 (東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
活動内容	6～18歳の子どもへの包括的な支援を実施 学校内学習支援 (小学校4年～中学校3年) 公民館学習支援 (小学校4年～中学校3年) 中風生の居場所拠点 (中学校1年～高校3年) 小学生の居場所拠点 (小学校1年～6年) 子ども食堂 (小学校1年～高校3年) その他の支援 家庭訪問支援 家庭への食支援 保護者の相談支援 オンラインでの学習支援 支援エリア 東京都豊島区、新橋区 埼玉県川口市 茨城県つくば市 兵庫県姫路市
代表理事	李 炯植
代表理事	東京大学大学院教育学研究科修士 賛助地域で育った身体障 から、子どもの貧困問題 解決に大学在学中から 取り組む 一般社団法人 全国子 どもの貧困・教育支援団 体協議会 副代表理事

1. Learning for All の事業概要 ～3つのアプローチ～

3つのアプローチ

今、目の前にいる子どもにどこまでも寄り添い、支え抜くこと。
一つの団体ではできない大きなうねりを生み出し、
社会の構造そのものを変えていくこと。

その両方を実現しなければ本当の意味で問題を解決することはできません。

私たちは、現場のリアルな知見を社会に広げていく
3つのアプローチで、子どもたちの未来をつづけています。

1

一人に寄り添う

居場所づくり・学習支援
学習支援、保護者支援 コミュニティ連携

2

仕組みを広げる

ノウハウ蓄積・ノウハウ共有

3

社会を動かす

賛助団体・人材育成
政策提言

1. Learning for All の事業概要 ～一人に寄り添う～

「地域協働型子ども包括支援」の実践

地域のあらゆる立場の 大人たちのネットワークをつくり、
支援が必要な子どもを見のがさず、早期につながる。
成長段階に合わせ、必要なサポートを6～18歳まで切れ目なく行う。
そんな「地域協働型子ども包括支援」を展開しています。

協働型大人の
活動ネットワークづくり

子どもたちへの
包括的な支援提供

1. Learning for All の事業概要 ～一人に寄り添う～

LFAの提供する支援メニュー

6～18歳の子どもに合わせ、幅広い支援内容を柔軟に展開しております。

居場所づくり

学習支援

食事支援

訪問支援

保護者支援

都・県	市・区	拠点数
東京都	葛飾区	20
	板橋区	4
埼玉県	戸田市	6
茨城県	つくば市	6
兵庫県	姫路市	1

1. Learning for All の事業概要 ～仕組みを広げる～

「地域協働型子ども包括支援」の全国展開

現在の日本では、子ども支援に関わる人・団体の努力にも関わらず、
支援の「量」「質」ともにまだ足りないのが現実です。

LFAでは、これまで培ってきた実践的な支援のノウハウを、全国の子ども支援団体や企業に提供。
日本中の子ども支援者がつながるネットワークづくりにも取り組むことで、
「地域協働型子ども包括支援」の全国展開を推進しています。

e-learning 教材等の提供

子ども支援を行う前に必要な研修をオンラインで受けられるサービスや、市販の教材では対応が難しいお子さん向けのオリジナル教材を提供しています。

「子ども支援ナビ」の運営

困難を抱える子どもに対する学習支援・居場所づくり・子ども食堂などを運営する方々の情報発信・相互サポート・シェアリングを運営しています。

分科会①「家庭支援事業なくしてサポートプランなし ～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

1. Learning for All の事業概要
～社会を動かす

子どもたちを取り巻く社会構造そのものを変えるために

目の前の子どもにどこまでも寄り添う。その重要さは言う余地がない一方で、問題を真に解決するためには世論の形成や、社会の仕組みを変えていく必要があります。LFAは現場での支援活動や、全国の子ども支援団体とのネットワークづくりを通して、課題の普及啓発・人材育成・政策提言に取り組んでいます。

課題の普及啓発

- ・メディアでの発信
- ・企業での研修
- ・活動説明会

人材育成

- ・ボランティアとして関わった大学生の育成

政策提言

- ・国や自治体への政策提言
- ・調査報告書の公開

2. 現場における取り組み
～運営において大切にしていること

「日常」をともに生きる

子どもを権利の主体として「子どもの声」を聴く

子どもの自己決定を大事にする

失敗経験も含めて、子どもの経験を大事にして、ともに学ぶ

自分らしく
いられる・
自分らしさを
表現できる

安心安全で
居心地のいい
居場所

地域の中
での居場所・
関係性になる

居場所を
つぎきつて
エネルギーを
ためる

多様な知恵との
出会いを
探める

将来自立する力
が育まれる
支援の場
でもある

自分の力を
磨かれる

目次

1. Learning for All の事業概要

2. 現場における取り組み

2. 現場における取り組み
～見えてきた課題

■**拠点に響く子どもが抱える困難が多くなっている**

- ・経済的困難世帯を中心とした支援を展開してきたが、コロナ禍以降、虐待を受ける子どもや自傷を繰り返す子どもなど、非常に困難な状況にある子どもたちが驚かすケースが増えた
- ・結果、拠点での虐待通告や行政・児童相談所との連携も定常業務化している

■**子どものみならず、保護者のサポートも必要**

- ・子どもへの直接支援のみならず、家庭全体のサポート・調整が非常に重要である
- ・拠点型の支援では、子どもをサポートすることで関係性になる場合も多く、関連する行政制度や他団体の保護者支援等の事業との連携が望まれる

■**スタッフの採用・育成**

- ・拠点で対応すべき事象が多岐に渡り、単なる種別を超えた複層的な支援が必要である
- ・そのため、専門性を有したスタッフの採用や育成が必要になっている

■**行政・民間の連携**

- ・虐待通告等の対応も増えてきているため、行政・学校・児童相談所との連携しての対応が日常になってきている
- ・しかし、ケース対応において、行政・学校・児童相談所・民間団体の対応基準が必ずしも統一されておらず、トラブルに繋がることも多い
- ・子どもに関わる各ステークホルダーが、お互いの役割を認識しつつ、適切に連携協働していくことが望まれる

2. 現場における取り組み
～自動育成支援拠点事業の運営概要

児童育成支援拠点事業

■概要
日程：週3～5日（自治体により変動）
時間：14～18時まで
定員：15～20名
送迎：車での送迎あり（必要な家庭のみ）

■提供するもの
①安心安全な居場所
②生活支援・食支援
③学習支援・体験活動
④ケースワーク・ソーシャルワーク

■1日の過ごし方
・過ごし方は、子どもが自由に自己決定
・30分～1時間の学習時間は設ける
・おやつと食事は毎日提供
・お風呂や洗濯も希望により利用可

▲お風呂 ▲キッチン ▲拠点内装

2. 現場における取り組み
～居場所拠点に通う子どもの現状（ある地域の事例）

■**学生**

- ・小1～高校生年代

■**対象としている子ども**

- ・生活保護/就学援助/児童扶養手当受給、経済困難の世帯
- ・ひとり親世帯、多子世帯
- ・不登校のお子様
- ・保護者あるいは本人が発達障害、精神疾患などの困難を抱えている世帯
- ・その他困難を抱えているお子様（虐待被害者、ヤングケアラーなど）

■**子どもの特徴（2023年11月時点：11名）**

発達障害（深い含む）→6名
学習障害（深い含む）→多くの子が該当
知的障害（深い含む）→2名
虐待等による居場所や保護者→3名
居場所利用→6名
学力の遅れ→6名
不登校や遅刻欠席が多い傾向（過去の傾向も含む）→6名
引きこもり傾向（過去の傾向も含む）→6名
ヤングケアラー→2名

生活保護世帯→5名
生活困難世帯（深い含む）→7名
一人親世帯（実親としても含む）→5名
児童虐待対策協議会の管理ケース→多くの子が該当

全員、複合的な困難を抱えている

分科会①「「家庭支援事業なくしてサポートプランなし
～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

第7回 FLECフォーラム 第1分科会

2025年3月15日

民間団体の取り組み事例と
子育て世帯訪問支援事業の課題と展望

NPO法人バディチーム
理事長 岡田妙子

誰かが互いの支え合い みんなで子育て



子育て世帯訪問支援事業

1. 事業の目的

家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、

家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、
家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

子育て世帯訪問支援事業ガイドライン 令和6年3月



バディチームは

様々な背景や事情があり
子育てが大変になっている家庭や
里親家庭等に訪問し
保育・家事・送迎・学習支援等を通じて
親子に寄り添う活動を行っています。

設立： 2007年子どもの虐待防止を目的に設立
活動地域： 東京都内
事務局： 東京都新宿区（飯田橋駅）
事務局長： 18名
現場支援者： 子育てパートナー（直接雇用）約80名
地域登録支援者（自治体有償ボランティア）約120名



子育て世帯訪問支援事業

3. 支援対象者

児童や保護者又は妊婦からの相談や庁内の関係部署および関係機関からの情報提供・相談等により把握
⇒支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

- ④ 保護者に監護されることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
食料、生活費等について適切な支援が認められる場合、保護者の教育を支援することが特に必要と
認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
⑤ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに
該当するおそれのある妊婦
⑥ その他、事業の目的に鑑み、**市町村が本事業による支援が必要と認める者**（支援を受ける1人1泊ケア等を含む）

子育て世帯訪問支援事業ガイドライン令和6年3月より

- 地域の実情に応じて、多様な運用が可能
- ・産前から子どもが18歳まで
 - ・予防的な段階からリスクが高い家庭まで
 - ・親を主に、子どもを主に、親子を、環境を・・・

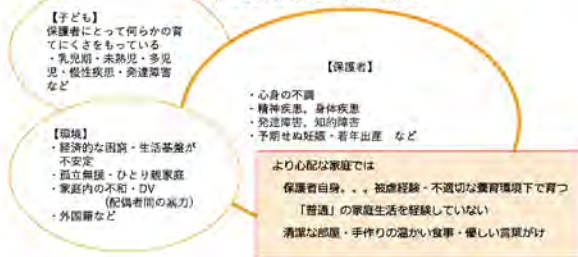
● 主な活動内容

2024年度

事業	地域	対象事業	訪問支援者
①子育て世帯訪問支援事業 (養育支援訪問事業)	12区	要支援家庭	子育てパートナー
②里親家庭支援	東京都 世田谷区 江戸川区	里親家庭 (希望者)	子育てパートナー
里親家庭への育児家事援助			
③食の支援等運営管理	世田谷区 江戸川区	要支援家庭	地域の支援員
(江戸川区は食育推進事業として実施済み) 世田谷区は「食育推進事業」を実施中 食料費も自治体からの助成がある食すづくり支援			

心配な家庭の背景

様々な要因が複合的に絡み合っている



● 主な活動内容

2024年度

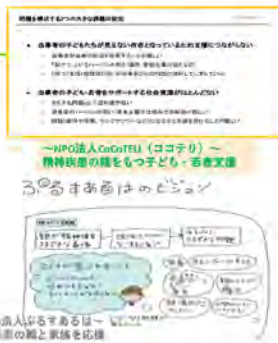
事業	地域	対象家庭	訪問支援者
④訪問型養育支援強化事業 民間団体との連携による「制度の狭間」への支援	郡内	要支援家庭	子育てパートナー
2018年10月より「 子育て支援センター 」の開設により、 フードバンク等民間団体と連携して取り組む訪問型支援			
⑤居場所関連事業	郡内	要支援家庭	子育てパートナー
アウトリーチ活動 親子に寄り添う小さな居場所事業 訪問型支援で出会った親子を対象にした居場所提供			
新規低収入家庭数減 ショートステイ事業「トワイライト」			
※ 新宮区では民間の子育て支援団体が「ショートステイ協力家庭」として登録ができる			

心配な家庭の背景

困難な状況下にいる子どもたち

- 当事者が自身の状況を自覚することが難しい
- 「助けて」というハードルの高さ
- 子どもが感じやすいこと
- ・自分のせいかも
 - ・だれにも言えない
 - ・もっと頑張らないと

子どもが大人になって
「あのとき、親に支援が必要があったなら・・・」



分科会①「家庭支援事業なくしてサポートプランなし ～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

子育て世帯訪問支援事業

2. 支援内容

支援の内容については、対象家庭を訪問し、①若しくは②又は①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせて以下の内容を包括的に実施する

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの相談、相談・助産（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助産等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

子育て世帯訪問支援事業ガイドライン 令和6年3月

- 地域の実情に応じて、多様な運用が可能
- 支援期間（数カ月・半年・1年・数年）
- 学童期からの子どもへの対応：子どもと遊ぶ、話し相手・学習支援、子どもと一緒に過ごす（掃除片付け・調理・外出など）

コーディネーターの役割

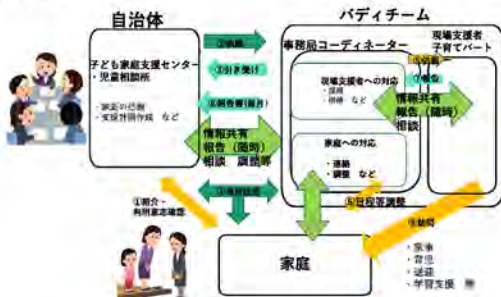


- ① 行政との対応
- ② 訪問支援員との対応
- ③ 家庭との対応
- ④ 行政と訪問支援員の間に対する働きかけ
- ⑤ 家庭と訪問支援員の間に対する働きかけ
- ⑥ 家庭と行政の間に対する働きかけ
- ⑦ 他のコーディネーターに対する働きかけ

【課題】
あらゆる調整を行い制度の要となる
コーディネーターへの理解不足問題

子育て世帯に対する家庭訪問型子育て支援事業を行う事業における
コーディネーターに対するヒアリング調査 2024年3月NPO法人パディチーム
2024年度 日本財団助成事業

支援体制



親も子も支える訪問型支援（意義・役割）

- 孤立を防ぐ
話し相手・相談相手（専門的なことではなく）信頼関係を築き精神的支えになる
行政・専門家ではないからこそ受け入れの良さ（民間の強み）
- 具体的な支援（保育・家事・送迎・学習支援等）により
家庭内のニーズに応える・負担の軽減・生活環境の改善を目指す
- ロールモデルとなる
普通に健康的な大人の存在意義 現場支援者の言動より、知る、学びに繋がる
子どもと一緒に、親と一緒に手を動かすことで築ける関係性
- 状況を確認して次につなげる
定期的に継続的に家庭に入るからこそ見えること、わかること、理解することがある
現場支援者が進よりも家庭の状況を知ることもある

現場支援者と事務局コーディネーター

誰とが互いに支え合い みんなで子育て

性別・年齢・経験・資格の有無 不問

□ 現場支援者

学生から70代までの男女が、空いている時間帯を活かして、それぞれの得意分野で参加
適性判断（説明会）→ 研修 → 現場同行 → コーディネーターによる伴走支援

□ 事務局コーディネーター（専門職に任らす）

家庭・現場支援者・行政の間に入り、あらゆる調整を行う

家に入ることを
受け入れてくれた
親・子
改善は焦らず
急がずに

ニーズが高い家庭から、
まったく高くない（拒否的な）家庭まで
家庭には「何とかが欲しい」「愛したい」
「愛わりたい」という思いがある
家庭に入ることが次に繋がる大きな一歩になる
親・子の力を信じることも
「一歩進んだ」「もどに戻った」を繰り返しながら

大きな改善を期待するのではなく少しずつ進む
その親・その子どもらしい、歩みを支える

現場支援者

こんな方に活躍していただきたいです

- 子どもが好きな方
- 気持ちにゆとりのある方
- 自分の価値観を押し付けず、どんな人にも偏見なく接することができる方
- 家事は得意ではなくても、一生懸命でき、チャレンジしたいという方
- どんなご家庭でも、その家庭の状況をありのままに受け止めることができる方
- 利用者さんの話をよく聞いて受け止めることができる方
- 移動時間が苦にならない方

～「子育てパートナー活動説明会」の資料より～

課題と展望 子育て世帯訪問支援事業 新制度への提言

【2022年10月提出 新制度への緊急要望書の概要】

- 利用家庭のニーズに応じた、多様な柔軟な制度運用
- 支援の要であるコーディネーター、事務局スタッフの賃金など運営管理に関わる固定費の負担
- 家庭生活支援員の研修の保障
コーディネーター研修制度の創設
- 子どもの意見・意向を聴き、子どもの最善の利益を考慮した制度
- 個別ケース検討会議に受託団体の訪問支援コーディネーターの参加
官民の協働実践を基本にした積極的・発展的な制度運営
- 好事例・先駆的事例の共有や、全国的な研修の実施など

分科会①「家庭支援事業なくしてサポートプランなし ～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

子ども虐待により死亡事例等の検証結果等について（第20時報告）の概要
子ども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等被害保護事業的検証に関する専門委員会（令和6年9月）

第1次から第20次報告を踏まえた子ども虐待による死亡事例を防ぐために留意すべきリスク

- 養育者等の側面
 - 保護者に複雑な成育歴・逆境体験がある
- 援助過程の側面
 - こどもの声（表情、視線、泣き声、体の動かし方
等含）を聴き、ニーズを把握することを意図した対
応ができていない
 - こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活か
せていない



課題と展望 子どもの声を聴く仕組みを

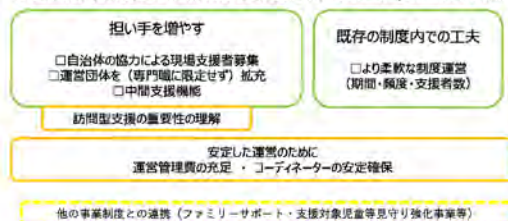
- 保護者に対して
 - ・子どもの声を聴く制度でもある
という説明
 - ・利用案内への明記
 - ・継続のための条件
- 子どもに対して
 - ・ツールなどの活用
 - ・保護者とは別の場所で
子どもの話を聴く機会の設定



課題と展望 必要な家庭に支援が届いていない

子育て世帯訪問支援事業の実施見込状況

【都道府県別実施見込自治体数及び実施見込率】 39.7% (R6年6月1日現在)



課題と展望：「官」「民」「地域住民」の連携 対話を重ね信頼づくり みんなで子育てする社会へ

多様な支援者らが互いを信頼しながら連動し
地域福祉を豊かにしていくとする姿勢



2025年度より訪問型支援の拡充を目的に
中間支援を始めます！
ご連絡をお待ちしています！
NPO法人バディチーム
<https://buddy-team.com>



分科会①「「家庭支援事業なくしてサポートプランなし
～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

家庭支援事業なくしてサポートプランなし
～社会起業・家庭支援事業創出のすすめ～



NPO法人せたがや子育てネット 代表理事 松田妙子

どんな家庭も知っていて、
どこにいても見えていること。
そこにある安心感



「いまある支援」と「広く深い予防」をもっと！



子どもがいきいきわくわく育つまち=子どもが権利の主体

身近な地域での日常的な寄り添いと惜しみないサポート

あなたがそのままの姿でいられる場所
支援の受け手も支え手になれる場所。「自分にも役割がある」



「悩みを誰にも相談しない」
→”相談“の前と後が大事

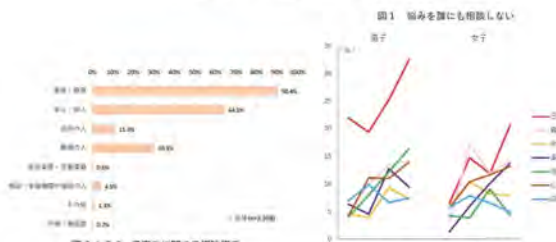
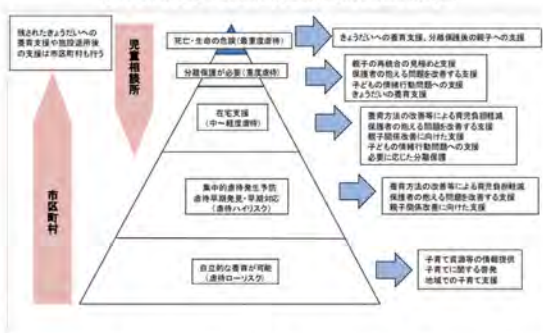


図 2-1-7-2 子育てに関する相談相手

令和1年子供の生活状況調査の分析 報告書

NEWSWEEK日本版 舞田敏彦氏にデューク

図 1: 虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割



子ども虐待対応の手引き(令和6年3月 改正版)より



分科会①「家庭支援事業なくしてサポートプランなし ～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

産後のおうちにご飯づくりにいく

- ・妊娠中に作戦会議。
家の間取りから見直し。
- ・サービスではなく、
ピアサポート
- ・おめでとう！と
「手伝い」にいく。
- ・地域の人のアウトリーチ
- ・赤ちゃんに聴く。
- ・子どもがいる暮らし
- ・正しいではなく
「いい塩梅」を見つける。
- ・地域にひらかれた家族
- ・着替えもパジャマにする。
- ・素手でだっこ
- ・産後の養生を伝える。
- ・気を残す練習
- ・見たくさんの、温かいお
味噌汁
- ・手当て

区民版子ども子育て会議 計画策定と並行して市民の対話の場を！

始まってから
10年目



- ・手弁当ではじめる。(数人からでも、いつからでも)
- ・対等な立場で、要望の場ではないことを確認。
- ・「産前からの切れ目ない支援」「働き方改革」「こどもの権利」
「お父さんの地域活動図鑑」等
時には行政からの持ち込みテーマも。
- ・場所は行政が確保してくれる！(地味にありがたい)
- ・終わると必ず懇親会

→パートナーシップの醸成
→異動してきた担当者がどんどん
巻き込まれ・・・「顔を売りにきました」

私たちにも
役割がある！

世田谷区地域子育て支援コーディネーター (利用者支援事業基本型・世田谷版ネウボラチーム)

★予防的に関わる(拠点で会える)

軽微なことでも相談し慣れてもらう
「場」で支え「環境」を日常的に見せること
課題を切り取ると辺境化する
＜ありのまま地域で包摂される

★なかったらつくる！

小さな、パーソナルなものから。
資源の開発は当事者参画で。

★ありがたいのシーンを増やす

ありがたいと言える場をつくりだす。
支援する/される関係からの脱出



おでかけひろばで休めます。 「らっこスペース」

地域子育て支援拠点の半数以上で実施

産後ケア事業はしんどくなってからの利用
予防的に、スタッフや利用者支援専門員から声がかけやすい
「みんな利用しているから」利用しやすい。「産後」でなくても利用できる

提案理由
一時預かりがいつぱい
産後ケア事業が行政経由で
申し込みにくい
ひろばで実際に行っている

地域子育て支援拠点事業
の加算メニューで、自治体
がつくれる加算部分を活用



思い切って、川の上流から！！

地域ネットワークで両親教室の開催

土曜・日曜・祝日開催の両親教室 年間60回
平日 保健センター・児童館 年間50回
土曜・日曜オンライン両親教室 年間12回 (令和5年度)

両親教室 合計 年間122回 各回8～20組

1グループに地域の支援者(拠点スタッフ、主任児童委員等)がファシリテーターとして入り、
その後、地域子育て支援拠点やイベントなど街中で「ばったり」会える。
地域情報をその方のエリアごとに細やかに提供、8カ月面談、利用者支援事業につなぐ。
講義・体験(沐浴、だっこ、妊娠体験)、情報提供・グループ交流タイム(妊娠・パートナーにわかれて)
パパファシリテーターの参画により先輩パパバともつながれる。

地域の実践者と
一緒に学ぶ！

子どもとの暮らし
をイメージ



地域人材は伸びしろあり。
地域の親切を組織化して活用して

守秘義務の壁で思考停止しない

要保護児童対策地域協議会

「こども家庭センター」みなさんの自治体は？

自治体の事業計画は大事。

あたらしい計画が春からスタート。評価検証を。

担当者を招く「地域懇談会」のススメ

ワークショップを開く

分科会①「「家庭支援事業なくしてサポートプランなし
～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

FREC分科会！

社会起業、家庭支援事業創出のすすめ

家庭支援事業なくしてサポートプランなし

社会的養護施設である母子生活支援施設は、この先の地域支援にどのようにコミットしていくか？

全國電子生活支援施設協議会 副会長
社会福祉法人 大洋社 常務理事
香藤弘康

全母世 早稲田大学社会的養育研究所による

母子生活支援施設の調査・事例集



母子生活支援施設 時代の変遷



全母協
母子生活支援施設の新たな活用

2024(令和6)年3月 都道府県社会的養育推進計画策定要領

「母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを活かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性がある。こうした特性を踏まえ、各都道府県においては、(中略)様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すことが示された。



・母子生活支援施設は、家族支援（実親支援）を担う施設として、予防的なアプローチと世帯のライフステージに対応した効果的なアプローチが可能となるのでは

母子生活支援施設

「母子生活支援施設」は、児童福祉法に定められる母子で利用できる社会的養護の施設。

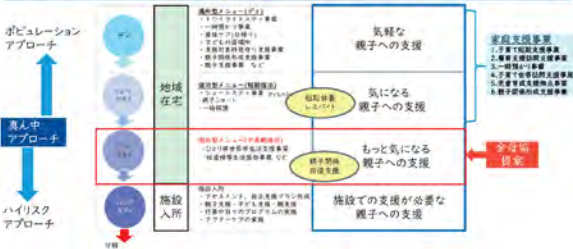
母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて現所長の任期について、これら他の現所長を行うことを目的とする施設とする。

「全国母子生活支援施設協議会」は、全国の母子生活支援施設の活動を進める団体。現在の会員は、約200。

活動内容: 会員へ情報提供、研修、ブログエリア支援



ポピュレーションからハイリスクアプローチまで



全母協 地域支援の取り組みが促進するための事業集を作成
「母子生活支援施設が実施する多様な取り組み」



全母協「てい談」・全母協ビジョン検証より

全母協が考える、これからの母子生活支援施設

2015(平成27)年度 私たちのめざす全母協ビジョン

2020(令和3)年度 全母協の3つの基本的な考え [高機能化・多機能化](#)

1. 「産前・産後支援」すべての子どもが希望をもって生まれ育つ社会に
2. 「アフターケアまわし地域支援」地域における子育て世帯の支援拠点として
3. 「親子関係再構築支援」分離しない支援がらつながらの回復をめざして

2024(令和6)年度 これからの母子生活支援施設

1. 母子生活支援施設の3つのタイプ



分科会①「「家庭支援事業なくしてサポートプランなし
～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」



ご清聴ありがとうございました



分科会②「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

分科会②

「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

パネリスト：

藤林 武史（西日本こども研修センターあかし センター長）

磯谷 文明（東京弁護士会、日本弁護士連合会子どもの権利委員会 委員）

姜 恩和（目白大学人間学部人間福祉学科 教授）

徳永 祥子（立命館大学/早稲田大学 研究員）

助言者：

柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 特任教授）

コーディネーター：

ロング朋子（一般社団法人ベアホープ 代表理事）



分科会②「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

第7回FLECフォーラム 分科会2「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

藤林武史
西日本こども研修センターあかし
早稲田大学社会的養育研究所招聘研究員



ジュン・ソブン：児童福祉のパーマナンス（簡井書房）
June Thoburn: Child Placement: Principles and Practice(1994)

今までの実践や取り組み

- ・2003～2020年福岡市こども総合相談センター 所長
2021～現在西日本こども研修センターあかし センター長
- ・2005～里親委託推進
- ・2016～パーマナンス保障に向けた実践（家庭維持、家庭移行、特別養子）の取り組み
- ・2022年第28回JaSPCAN・シンポジウム「出自を知る権利の保障に向けて―養子当事者と支援者の語りを元に―」
- ・2023～2025年「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会」委員
- ・2024年第30回JaSPCAN・シンポジウム「子どもの出自を知る権利の保障について―内密出産―「こうのとりのゆりかご」に関連して」
- ・複数の養子当事者との対話

気づいたこと（2）

- ・熊本市と慈恵病院が共同設置した「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会」では、内密出産等で出生した子どもの出自を知る権利にかかる課題を整理
- ・検討会における議論を通じて、あらためて、子どもの出自を知る権利を保障するにあたっての課題について、演者自身が整理することができた。
- ・本分科会では、検討会において演者自身が考え整理してきた内容の一端について報告する。
- ・検討会とは別に、養子当事者との対話を通じて、気づいた点についても報告する。

気づいたこと（1）

- ・パーマナンス保障の一選択肢として、多くの子どもに特別養子縁組の機会を提供してきた
- ・出自を知る権利の保障については、課題を認識しながらも、具体策については未着手だった



「パーマナンス」「出自を知る権利」
両方を保障することが重要



ジュン・ソブン：児童福祉のパーマナンス（簡井書房）
June Thoburn: Child Placement: Principles and Practice(1994)

出自を知る権利：国の動き

- ・1994年子どもの権利条約批准
- ・2016年改正児童福祉法
- ・2017年児童相談所運営指針
- ・2019年民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
- ・2019年民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年11月27日厚生労働省告示第341号）
- ・2021年：民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について（令和3年3月26日子ども家庭局家庭福祉課長通知）【本発表では「令和3年通知」と略す】
- ・2021年児童相談所運営指針

- ・1994年批准子どもの権利条約第7条
「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」
- ・2016年改正児童福祉法改正
「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること・・・」
「チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者及び当該養子となった児童の父母（特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となった児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。」

分科会②「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

児童相談所運営指針（2017）

- (1)「平成 28 年児童福祉法等改正法により、法第 11 条第 1 項第 2 号に、都道府県等の業務として、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者等への支援が規定されている。児童相談所は、養子縁組の成立後においても、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- (2)特に、養子縁組の場合、「育ての親」であるという「事実」を子どもにいつ、どのように伝えるかが大きな悩みとなる場合が多い。
- (3)子どもにとって、自分の出自を知ることが大切な権利であり、養親自らが自分の言葉で愛情を持って子どもに伝えることが非常に重要である」
- (4)児童相談所は、この「真実告知」の重要性とともに、伝えるのに望ましい時期や具体的な方法について助言を受け、あるいは告知を経験した先輩の体験談を聞くことが出来る場を紹介するなど、必要な支援を行う。

民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（2019）

- ・ 二 出自を知る権利
児童の権利に関する条約第七条第一項において、児童はできる限りその父母を知る権利を有することとされている。このため、民間あっせん機関は、児童が、自らが養子であること等について、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うとともに、養子となった児童から、自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合には、丁寧に相談に応じた上で、当該児童の年齢その他の状況を踏まえ、自らの出自に関する情報を提供するに適切なタイミングであるか否か等について、適切な助言を行いつつ、対応しなければならない。特に、未成年者が、自らの出自に関する情報を求めてきた場合は、養親と相談の上、年齢や発達段階を踏まえて相談に応じ、適切な助言を行いつつ、対応しなければならない。

2019年民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律：附則第四条

- ・ 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった者に対する当該養子縁組のあっせんに関する情報の開示等の制度の在り方については、この法律の公布後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする」

令和3年通知の中身（前文）

「養子となった児童の出自を知る権利を担保するために、具体的などのような情報を記録すべきか、実父母等の個人情報をどのように提供すべきかなどについて定められていない。（略）出自を知る権利の担保に照らして保存すべき情報の詳細な内容は規定されていない。児童の権利条約においては、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」とされており、養子となった児童が自らのアイデンティティの確立や心理的安定を確保する上で、自らのルーツを知ることが極めて重要である。他方で、養子となった児童の実父母等の個人情報を保護することにも留意が必要である。本通知は、実父母等のプライバシー等に配慮しつつ、養子となった児童の出自を知る権利を保障するために、記録すべき情報や当該児童や養親に対して当該情報を提供するに当たって留意すべき点を示すために策定したものである」 「本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である」

児童相談所運営指針（2021）

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童について記録すべき情報や当該情報を提供するに当たり留意すべき点については、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」（令和3年3月26日子家発 0326 第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において示しているところ、児童相談所における情報開示に当たっては、各自治体において当該通知を参考にすることが望ましい」

令和3年通知の中身

- I 記録すべき情報及び記録が望まれる情報
- II 情報提供に当たっての考え方
- III 情報提供に当たっての留意事項

II 情報提供に当たっての考え方

民間あっせん機関が、実父母の情報を個情法第2条第6項に定める個人データとして保有している場合において、養子となった児童又は養親が当該個人データの提供を求めた場合は、個情法第23条第1項本文の規定により、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、当該個人データを第三者に提供してはならない

民間あっせん機関は、養子となった児童又は養親が将来実父母等の情報を求めた場合に適切に対応できるよう、養子となった児童又は養親への情報提供に係る同意の有無につき聴取り記録しておく必要がある。

実父母等に関する情報については、以下の2種類に大別することができる。

- (A) 実父母の個人情報のうち、養子となった児童の生命・健康にかかわるもの（実父母の障害・健康状態・既往歴）
- (B) 実父母等の（A）以外の個人情報（実父母の氏名、住所、連絡先、養子縁組の相談の経緯、養子となった児童の命名理由、養子となった児童のきょうだいの氏名、里親名及び里親の連絡先等）民間あっせん機関は、養子となった児童又は養親が将来実父母等の情報を求めた場合に適切に対応できるよう、養子となった児童又は養親への情報提供に係る同意の有無につき聴取り記録しておく必要がある。このとき情報提供について実父母等の同意が得られていれば、養子となった児童が成長後に実父母等に関する情報を求めた場合又は養親が養子となった児童に伝えるために実父母等に関する情報を求めた場合、提供することができる。

分科会②「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

（A）の情報は、養子となった児童の生命及び健康にかかわる重要なものであることから、個人情報第23条第1項本文の例外規定である同項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に該当し、「本人の同意を得ることが困難であるとき」には、養子の生命及び身体保護のため、実父母の同意がなくとも養子となった児童又は養親に提供することができる。

III 情報提供に当たっての留意事項

2 養子となった児童又は養親への情報提供について

記録しておいた情報について、養子となった児童や養親からの求めに応じて提供する場合、養子となった児童が知ることを望まない情報まで当該児童が知ることのないよう、養子となった児童の意向をよく聞き取った上で情報提供を行うこと。

なお、養子となった児童や養親が求める情報の中に、実父母等から情報を取得した時点で養子となった児童又は養親への情報提供に実父母等が同意していないものがある場合、あっせん機関は養子となった児童又は養親から情報の求めがあった時点で改めて実父母等に連絡をとり、同意の有無について確認すること。

令和3年通知文の内容上の課題

実父母の健康情報

通知文によると、同意がなくても知ることが可能
妊娠、出産、養子縁組に至るまでの経緯
「実父母等の個人データに該当する」場合は同意が必要



養子縁組に至るまでの経緯は個人情報か？プライバシー権の問題か？

10～20年以上前の同意は情報開示請求時点で有効か？

開示請求時点で同意の確認ができない場合は？

実父母が死亡した場合も同意が必要か？

出自を知る権利と父母のプライバシー権はどちらが優先か？

（B）の情報については、実父母の障害・健康状態・既往歴以外のあらゆる実父母等に関する個人情報を含み得るものであり、養子となった児童のアイデンティティ確立や心理的安定につながるために必要な情報ではあるものの、（A）の情報ほど重要なものとはいえず、通常は「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に該当しないと考えられる。よって、（B）の情報も実父母等の個人データに該当する場合には、原則として、個人情報第23条第1項本文の規定により、あらかじめ本人である実父母等の同意を得ないで、当該個人データを第三者に提供することはできない。

また、養子となった児童の知る権利を優先し、実父母等の同意がなくとも提供できるものとする。と、（A）及び（B）の情報について全て実父母等の同意なく提供することができることとなり、実父母等の情報の提供に当たって実父母等の意思が全く介在しないこととなるが、そうすると実父母等があっせん機関への情報提供に応じない、あるいは実父母等が特別養子縁組を望まないといった事態につながることが考えられることから、（B）の情報については、実父母等の同意がある場合に情報の提供を行うべきである。

令和3年通知文そのものの課題

1. 通知文は周知されているのか？

- ・養子縁組あっせん機関
- ・児童相談所（運営指針上「参考にすることが望ましい」）
- ・養親
- ・養子「養子当事者」に出自を知る権利があることを誰からどのように伝えているのか？

2. 養子当事者が情報にアクセスするための、その手段や方法は知られているか？HP等に明記されているか？

3. 養子縁組あっせん機関や児童相談所は、適切に「聴取」「記録」「保存」「提供」「相談」ができる体制や専門性は十分か、体制や専門性に格差はないか？

出自を知る権利を保障すること

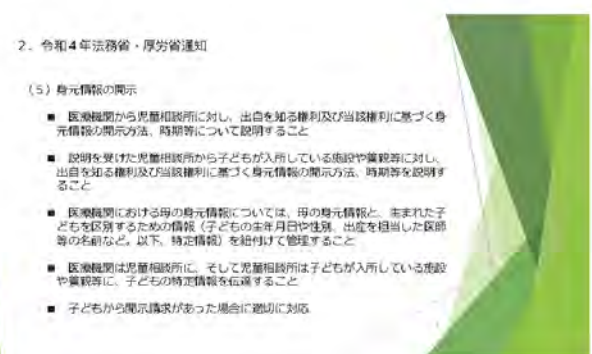
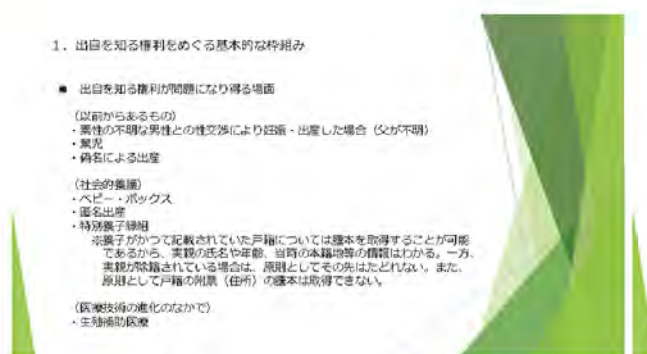
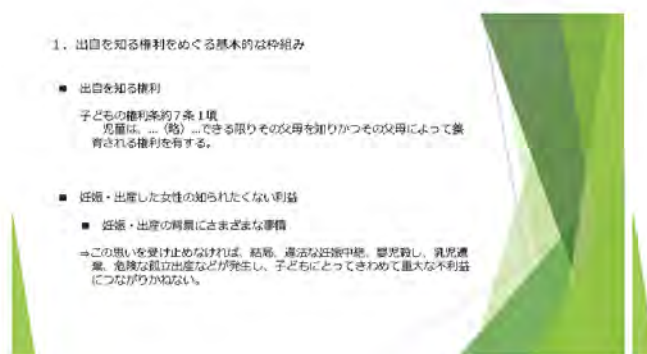
1. 「出自を知る権利を保障する」主体（主語）は、誰か？
養親があっせん機関や児童相談所か自治体か国か？
2. 「出自を知る権利を保障する」ことは、「通知文」「技術的助言」で各機関に促すということでもいいのか？
3. 「出自を知る権利を保障する」対象者は、「養子当事者」だけか？代替養育の元にいる子どもやケアラーは？
4. 「出自を知る権利を保障する」次のステップとしての、生みの親との「再会」や関係調整については、どのように考えるのか。当事者同士に任せていいのか？
5. 当事者も含めた幅広い議論がもっと必要ではないのか？

III 情報提供に当たっての留意事項

1 同意の撤回について

民間あっせん機関が実父母等から情報を聴取し記録する際は、実父母等に対し、実父母等に関する情報を記録し、養子となった児童に提供する趣旨について必ず説明するとともに、情報提供の同意は撤回が可能であること及び撤回する場合の連絡方法について併せて説明することが考えられる。

分科会②「子どもの出自を知る権利について考えよう！」



分科会②「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

2025年3月15日(土)
「第7回FLECフォーラム」

分科会 2「子どもの出自を知る権利について考えよう！」 ～韓国の入養特例法と出自を知る権利～

目白大学人間福祉学科教授
姜 恩和 (カン ウナ)
e.kang@meiji.ac.jp

報告内容

- I. はじめに
- II. 養子制度の沿革
- III. 養子縁組の状況と情報管理について
- VI. 当事者の声と過去の是正
- V. 保護出産制度の導入
- VI. まとめてかえて

I. はじめに：韓国の状況

母子分離
民間機関依存

- 養子縁組
- ベビーボックス

国の責任強化

- ・養子縁組制度改正
- ・出生通知制および保護
出産制度の導入

・人口：5133万人(2023)
・合計特殊出生率：0.72(2023) 日本：1.20(2023)
・在留外国人：日本～3,585,958人、人口0.7%(2024.6)
韓国～3,650,783人、人口の5.2%(2024)

II. 養子制度の沿革

- ・1954年 外国民間団体の主導で、戦争孤児の海外養子縁組開始
- ・1961年 「孤児入養特例法」制定
- ・1980年代 海外養子縁組の全面開放
- ・1995年 「入養促進および手続に関する特例法」
- ・2005年 民法改正（2008年施行）親養子制度の創設、戸籍制度廃止
- ・2011年 「入養特例法」（2012年施行）～国内養子縁組優先推進を明記、許可制、熟慮期間、情報公開の明文化など

II. 養子制度の沿革

- ・2013年 ハーグ条約に署名
- ・2019年5月 国の責任強化表明～「包容国家児童政策」
- ・2019年 児童権利保障院設立、中央養子縁組院もその傘下へ
- ・2021年6月 「児童福祉法」改正、自治体が養子縁組の相談に対応
- ・2023年6月30日 「家族関係等の登録に関する法律」改正、（2024年7月19日より医療機関による通知制実施）
- ・2023年7月19日「国内入養に関する特例法」改正・「国際入養に関する特例法」制定（2025年7月19日施行・保健福祉部および自治体が養子縁組手続き全般を担う）

国内入養に関する特例法・国際入養に関する特例法（2025年7月19日施行）

- ・ハーグ条約批准の推進
- ・保健福祉部が中央当局となる
- ・保健福祉部および自治体が養子縁組手続き全般を担う
- ・入養政策委員会創設～基本計画の策定、養子縁組のマッチングなどを担当
- ・養子になる子どもの決定および保護～要保護児童として、自治体の長が判断する
- ・国内入養と国際入養は、国籍ではなく常居所によって区分される
- ・情報保管および情報開示は児童権利保障院へ一元化される

※児童権利保障院

9. 「入養特例法」に基づく国内入養活性化および事後管理のための次の各号の業務

- ・養子当事者、家族情報および家族を探すために必要なデータベースの運営
- ・養子当事者のデータベース構築および連携
- ・国内外の入養政策およびサービスに関する調査・研究
- ・入養関連国際協力業務

III. 養子縁組の状況と情報管理について

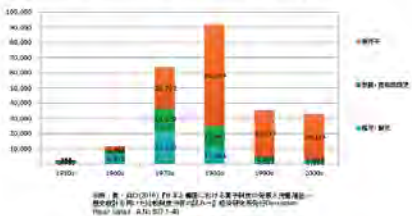
・養子縁組の推移(1953～2023年)



分科会②「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

養子縁組の状況

・特別法養子(国内+海外)の属性の変遷(人数)



情報記録と保管について

- ・入養機関長は入養記録を永久保存しなければならない
- ・入養機関長は廃業した場合には、養記録を児童権利保障院に移管せねばならない
- ・入養記録を移管された児童権利保障院長はその記録を永久保存しなければならない

情報記録と保管について
～データベースに記録される51項目

- [illegible]

情報開示について～入養特例法

- ・養子当事者は児童権利保障院または入養機関に入養情報の開示を請求することができる。未成年者である場合には、養親の同意を得る必要がある。
- ・児童権利保障院または入養機関の長は、雇ひの親の同意を得て情報を開示する。雇ひの親が情報の開示に同意しない場合には、個人情報を除いて情報を公開する。

情報開示について～海外養子縁組の場合

- ・2012年より「海外養子縁組当事者の家族探し・遺伝子検査」実施
- ・児童権利保障院に情報公開請求→ルート探し不可能という「確認書」を
発行
 - ⇒「縁故なし者」に該当するとみなされ、国内にて遺伝子登録（失窃児童等
の保護および支援に関する法律）
- ⇒2020年1月に外務省、保健福祉省（児童権利保障院）、警察庁の提
携により、14カ国34か所の在外公館でも遺伝子採取・登録ができるよう



上海外灘國際中心有限公司 地址：上海外灘 電話：021-2311 8888 傳真：021-2311 8889

[illegible]出典: <https://www2.hallwinds.co.jp/3100/press/press10110008> (特許スラン読員 2)

情報公開請求の状況

IV. 過去の是正と進むべき方向性の模索

- 2012年特例法以前の約16万件の養子縁組～記録に関する国の指導監督が行き届いておらず、そもそも記録が残っていない例、間違った情報に基づいてルーツ探しをした例など
- 共通のメッセージ～
 - 自分の明確な出生の一部であるならどんなことでも見つけたい
 - ルーツ探しは必ずしも産みの親探しとイコールではなく、より広い概念である
 - 情報が不完全な場合、自分の人生の出発点が揺らいでしまう
 - 記録に関するシステムの不仕様が、いかに当事者の人生の空間につながるのか、考えるものなのか

分科会②「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

過去の是正と進むべき方向性の模索

- ・ 2011年8月の入養特例法改正
 - ・ (旧) 中央入養院廃止
 - ・ 情報請求について定められる
 - ・ 法改正の原動力→海外養子縁組当事者の活動、団体設立
- ・ 2020年9月9日『養子縁組の正義を語る：記録とアイデンティティ』
- ・ 2021年11月『過去の海外養子縁組手続き上の人権侵害事例報告書：インタビュー調査』ルーツの家(国家人権委員会2021年人権団体共同協力事業)
- ・ 2022年2月16日『海外養子縁組当事者の人権の課題化のためのフォーラム』
- ・ 2022年『海外養子縁組当事者と産みの親家族の再会に関する基礎研究』ルーツの家
- ・ 2023年2月22日『海外養子縁組当事者の人権実態把握および人権保障方法模索のための日会討義会』

改正入養特例法

- ・ 第33条（養子縁組情報の開示等）①この法律により養子となった者は、児童権利保障院の係に、自分に関連する養子縁組情報の公開を請求（以下「情報公開請求」という。）することができる。ただし、この法律により養子となった者が未成年者である場合には、養親の同意を受けなければならない。
- ・ ②第1項の請求を受けた児童権利保障院の係は、産みの親の同意を得て保有している養子縁組情報を正確なく公開しなければならない。ただし、産みの親の同意が確認されない場合、又は産みの親が同意しない場合には、その個人情報を除き、養子縁組情報を公開しなければならない。
- ・ ③第2項ただし書にかかわらず、産みの親が死亡又はその他の事由で同意できない場合として養子となつた者の保護上必要とする場合、産みの親の同意の有無にかかわらず、養子縁組情報を公開することができる。
- ・ 改正入養特例法施行規則案
- ・ ①第33条第3項の規定により、養子縁組当事者の保護上の目的等特定の事由で産みの親の個人情報を請求する人は、医師の所見書など、そのような理由があることを証明する書類を提出しなければならない。

2022年『海外養子縁組当事者と産みの親家族の再会に関する基礎研究』ルーツの家(p.85)より

- ・ "Family search was a long way for me. I researched twice, in 2004 and in 2014. In the meantime, law was changed and they couldn't contact my grandmother again and I couldn't have the name of my mother. Many of us feel abandoned twice, the first time when relinquished to adoption, the second when we could not have access to a precise file or a story. It's like a phantom limb pain that could never be healed. Please make a change in law. First, the anonymity of the parents has to be preserved but the right to know our story is really important. Not all adoptions are better than staying orphan, even worse so when it comes to international adoptions." (no. 79)
- ・ 家族を探す旅は年月は非常に長かった。多くの当事者は2度捨てられる経験をする。一回は養子縁組を通して、もう一回養子縁組に関する正確な情報を得られないため。幻肢痛のようなものである。個人情報保護法をぜひとも改正してほしい。親側の個人情報も大事であるが、当事者が自分の歴史を知ることにも大切なこと。すべての当事者が孤児よりましなわけではない。とりわけ海外養子縁組の場合は。

2022年『海外養子縁組当事者と産みの親家族の再会に関する基礎研究』ルーツの家(p.86)より

- ・ "I think it would also be helpful to have a central organization with clear instructions and process for birth family search and with staff members that are able to communicate in the various languages of adoptees. The process should always include access and availability to therapy, translators, cultural tips, travel support which could include monetary aid in addition to just practical tips: what things to bring, where to get wifi pass or SIM cards, navigating public transportation, helpful apps, etc., suggestions on other resources: books, movies, podcasts, etc., access to support groups, how to move back to Korea, dual citizenship and visa issues. Navigating birth family search and then navigating what to do after reunion are both really daunting. Trying to learn how to live an entire new life (language, culture, history, relationships, government) is impossible to do without support." (no.128)
- ・ 再会を専門に扱う機関があることをよい。通訳、再会前夜の相談、文化習俗についての助言、再会のための具体的な経済的支援、実質的なケアが（入）国難克服、韓国への移住など様々な場面での支援が必要である。10年以上も全く新しい人生を生きることを受容するのは、サポートなしには絶対に不可能である。

2022年『海外養子縁組当事者と産みの親家族の再会に関する基礎研究』ルーツの家(p.87)より

- ・ ③ 再会に対する偏見と幻想を打ち破り、その実態を養子縁組当事者と一般の人々に知らせる必要がある。
- ・ 和親と養子は深い関係である。
- ・ 再会の肯定的な側面だけでなく、否定的な側面や大変さなども知られる必要がある。再会は喜びと理解でもあり、何かに、より多くの疑問を生み出す複雑な過程である。養子縁組当事者と産みの親家族の間でのバランスのとり方を模索することもある。
- ・ “希望な再会を夢見る当事者が幻想を抱かないように、他の当事者の経験を聞くチャンスが（きん）必要である。
- ・ 多くの人が再会にだけ焦点を当て、再会後の経験はあまり重視しない。個別の経験が異なるので、サポートグループ1当事者の集いなどの存在が有益である。
- ・ グループ終了を望む当事者に、再会に対するプロセスが提示されたら良い立つてであろう。

V. 保護出産制度の導入

- ・ 危機的妊娠および保護出産支援と子どもの保護に関する特別法（保護出産制度）
- ・ 2023年10月31日制定、2024年7月19日施行
- ・ 中央相談支援機関：児童権利保障院
- ・ 地域相談支援機関：広域地方自治団体16箇所に1箇所ずつ設置
 - ・ 14箇所は出産支援施設
 - ・ 他の2箇所は児童保護専門機関、ひとり親家庭福祉相談所

出生証書の作成および出生証書の公開請求

- ・ 出生証書：
 - ・ 申請者および実父の姓名・本・登録番号および住民登録番号（韓国人のみ）
 - ・ 申請者および実父の遺伝的疾患およびその他の健康状態
 - ・ 申請者が子どもの名前をつけた場合はその姓名
 - ・ 保護出産に至った社会的・経済的・心理的状況等についての相談内容
 - ・ 上記の情報が入った出生証書を地域相談支援機関から児童権利保障院へ移管
- ・ 公開請求：
 - ・ 保護出産で生まれた人は、児童権利保障院長に自分の出生証書公開を請求できる。未成年者の場合は法的代理人の同意のもとで請求できる。
 - ・ 児童権利保障院長は保護出産申請者および実父の同意を得て出生証書を公開できる。同意が確認できない場合は、2人の個人情報を除いて公開できる。

保護出産制度導入の背景

- ベビーボックスに預け入れられる子どもの多さ
- 2018年以降、複数回による国会議員の関連法案発議
- 2023年4月に実施した保健福祉部の定期監査により、2015年から2022年までに出生届が出されていない子どもが2000人以上(外国人の子どもは400人以上)に上ることが明らかに、全数調査実施
- 2023年6月に「出生通知制」成立（韓国対人対象）：出生から14日以内に、医療機関が母親の名前と子の出生年月日などを自治体へ通知することを義務づける
- 普遍的出生登録制度への議論：韓国で生まれた子どもが親の国籍と関係なく登録できるように。

分科会②「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

ベビーボックスへ預け入れられる子どもの人数



運用状況

- ・1308緊急電話設置、相談支援強化
- ・6ヶ月間に相談人数901名(情報提供等の相談支援：723名、緊急支援：178名)
- ・178名の内訳：自分で育てる～92人、養子縁組～19人、保護出産申請～52人（63人が申請し、11人が撤回）
- ・土台：養子縁組制度における情報記録と保管、開示システム
- ・中央相談機関、地域相談機関の役割の重要性

VI. まとめにかえて

- ・養子縁組⇒ベビーボックス⇒保護出産へ衣替えしているという批判
→ 相談支援の強化、最後の砦としての保護出産
- ・「真実・和解のための過去史整理委員会」(独立調査機関)による367件の海外養子縁組実態の調査実施
- ・児童権利保障院の役割強化(ハーグ条約批准に向け、2025.2.24組織改編～実務支援部、情報公開支援部、家庭型保護支援部)
- ・当事者の心情に届くような枠組みの運用

分科会②「子どもの出自を知る権利について考えよう！」



必要なこと

- 役割分担と情報共有
- 定期的なサポート
- 記録保管・アクセス支援
- 知る権利の基盤としての、実親との交流
- 知る権利の先にある、生み親との再会支援

社会的養育におけるライフストーリーワーク

Good Practiceの例

- ・養育者（日常場面型）とソーシャルワーカー・心理職（セッション型）の連携
 - ・日常的なライフストーリーワークで子どもの興味関心を肯定する
 - ・必要な時にセッション型ライフストーリーワークを活用
 - ・自立支援にも応用
- ・継続的な実践→「自立支援計画」策定のタイミングを活用

養子縁組家庭におけるライフストーリーワーク

Good Practiceの例

- ・養子縁組機関の長期間に渡るサポート
 - ・親子ともに不安な時や葛藤を抱えた時などのニーズに対応
 - ・日々の養親の取り組みを側面から支援
 - ・必要に応じて専門的な支援を提供
- ・再会支援の用意

現在の課題

- クオリティコントロール
- 連携（チームアプローチ）
- 背景にあるソーシャルワークとの矛盾
- 法律上の課題